

事業評価書（事前）

平成19年8月

評価対象（事業名）	若年者の応募機会の拡大等についての事業主等に対する周知・啓発、相談等	
主管部局・課室	職業安定局若年者雇用対策室	
関係部局・課室		
関連する政策体系		
基本目標	IV	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められている労働市場において労働者の職業の安定を図ること
施策目標	3	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること
施策目標	3-1	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること
個別目標	7	学校段階から職業意識の形成を図ること
個別目標	8	新規学卒者の円滑な就職を図ること
個別目標	9	フリーターや若年失業者の常用雇用化を図ること

1. 現状・問題分析とその改善方策(事業実施の必要性)

(1) 現状分析 現下の雇用失業情勢は全般的には改善が進んでいるものの、フリーター数が187万人（平成18年）と依然として多いなど、若者の雇用をめぐる問題が引き続き重要な課題となっている。						
(2) 問題分析 人口減少等の経済社会情勢の変化が見込まれる中で、今後とも我が国の経済社会の安定等を図る観点から、若者の雇用をめぐる問題についても的確に対応した雇用政策を講ずる必要がある。						
(3) 改善方策（事業の必要性） 青少年の応募機会の拡大のために必要な措置を講ずること等を内容とする雇用対策法改正案を第166回通常国会に提出し、同国会において成立したところである。 改正雇用対策法においては、青少年の応募機会の拡大等を図るため、国の実施すべき施策として、青少年の就業促進対策を追加するとともに、青少年の能力を正当に評価するための募集・採用方法の改善等により、事業主に対して、その雇用機会の確保等を努力義務としている。 このため、改正雇用対策法の着実な施行を図る観点等から、若年者の応募機会の拡大等について、事業主等に対する周知・啓発、助言等の取組を実施する必要がある。						
現状・問題分析に関連する指標						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	15～24歳の失業率（単位：％）	9.9	10.1	9.5	8.7	8.0
2	年齢計の失業率（単位：％）	5.4	5.3	4.7	4.4	4.1
3	フリーター数（単位：万人）	208	217	214	201	187
(調査名・資料出所、備考) 指標1, 2及び3は、いずれも総務省統計局「労働力調査（詳細結果）」による。						

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体： <input type="checkbox"/> 国、 <input type="checkbox"/> 厚生局、 <input type="checkbox"/> 労働局（監督署、 <input type="checkbox"/> 安定所、均等室）、 <input type="checkbox"/> 検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ <input type="checkbox"/> ）

(2) 事業の内容（概要）

<input type="checkbox"/> 新規・ <input type="checkbox"/> 一部新規
(1) 若年者の応募機会の拡大等に係る事業主等に対する周知、広報 ①企業等からの好事例の収集に係る調査研究 若年者の募集・採用及び職場定着・順応の両局面において、企業等を対象にした好事例等について、民間調査研究機関等に委託し、収集・分析等を行う。 ②事業主向けパンフレット、ポスター等の作成 若年者の応募機会の拡大等に係る指針の内容等について、事業主向けパンフレット、ポスターを作成する。
(2) 事業主等からの若年者の応募機会の拡大等に係る相談体制の整備 若年者の応募機会の拡大等について、事業主等の理解を促進するとともに、事業主等からの相談に応じるため、若年者雇用アドバイザーを設置し、上記で得られたノウハウ、パンフレット等を活用し、若年者の応募機会の拡大等のための支援を行う。

(3) 予算

一般会計・厚生保険特会・労働保険特会					
予算額（単位：百万円）	H16	H17	H18	H19	H20
	—	—	—	—	192
※「H20」については予算概算要求額					

3. 事業の目標・達成時期

事業の目標	
事業主等に対して、改正雇用対策法に基づく、雇用機会の確保等の努力義務について、周知・啓発、助言等の取組を行うことにより、若年者の応募機会の拡大等を図る。	
政策効果が発現する時期	実施以後、随時効果の発現が見込まれる
目標達成時期	—

4. 評価指標

アウトカム指標		本事業と指標の関連についての説明
1	若年者雇用アドバイザーの相談助言活動を行った事業所のうち、新たに若年者の応募機会の拡大の措置を行った事業所の割合	若年者雇用アドバイザーが相談助言活動を行った事業所のうち、新たに通年採用の導入等「青少年の応募機会の拡大に関する指針」に掲げる若年者の応募機会の拡大の措置を行った事業所の割合により事業効果を把握する。
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。		
アウトプット指標		本事業と指標の関連についての説明
1	若年者雇用アドバイザーが相談助言活動を行った件数	若年者雇用アドバイザーが相談助言活動を行った件数により、当該事業の実施状況を把握する。
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。		

5. 評価

(1) 必要性の評価

行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格			

(整理番号 15)

差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題であり、本事業の内容については、市場に任せているだけでは十分ではなく、国が実施する必要がある。		
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他
(理由) 若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であり、国が対応することが必要である。		
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
(理由) 企業等からの好事例の収集に係る調査研究については、民間調査研究機関等のノウハウを活用し、適切な団体に委託して実施することとしている。 若年者雇用アドバイザーについては、若年者問題に精通した専門的・実務的能力を有する者等への委嘱により実施することとしている。		
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
(有の場合の整理の考え方)		

(2) 有効性の評価

政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)
〈投入〉 若年者雇用アドバイザーを設置 ↓ 〈活動〉 若年者の応募機会の拡大等について、事業主等に対する周知・啓発、相談の実施 ↓ 〈結果〉 事業主等の若年者に対する理解向上、若年者も応募可能な求人増加 ↓ 〈成果〉 若年者の応募機会の拡大
事業の有効性 若年者雇用アドバイザーが企業に訪問し、事業主等に対する周知・啓発、助言等の取組を実施することは、事業主の理解や取組を促し、若年者の応募機会の拡大等を促進する上で有効な手段である。

(3) 効率性の評価

企業等からの好事例の収集に係る調査研究で得られたノウハウ、パンフレット等を活用し、若年者雇用アドバイザーが企業に訪問し、若年者の応募機会の拡大等のための条件整備に伴う阻害要因を発見・整理し、企業の実情に応じた解決のための手順・方法等具体的課題について相談に応じ、助言することは、若年者の応募機会の拡大等を図る上で効率的である。

(4) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

なし。

(5) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において、所要の予算を要求する。

6. 特記事項

①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等) 雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案に対する付帯決議(平成19年5月31日参議院厚生労働委員会)において、「青少年の雇用機会の確保については、これを事業主の努力義務とするに当たり、年長フリーターの正規雇用化が着実に進むよ

う、実効性のある大臣指針を策定するとともに、当該指針に基づき、都道府県労働局及びハローワークが関係企業に対して強力な指導を行うこと。」とされているところ。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

経済財政改革の基本方針2007（骨太方針2007）（平成19年6月19日閣議決定）において、「長期デフレ等による就職難、経済的困窮等からの再チャレンジ：フリーターの常用雇用化やニートの職業的自立を促進するとともに、多重債務者や事業に失敗した人などが再チャレンジできるよう支援する。」とされているところ。

③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況

なし。

④会計検査院による指摘

なし。

⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし。